

PCR検査をするまでの流れ

・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状がある方 ・感染した人と濃厚接触したなど、感染の疑いがある方



相談
受診



◎かかりつけ医のいる市内の医療機関などに
電話で相談の上、受診
※感染症拡大防止のため、必ず事前に電話で
相談してください。

または

◎帰国者・接触者相談センターに電話で相談
●千葉県 ☎0570-200-613 (24時間対応)
●松戸健康福祉センター(松戸保健所)
☎047-361-2140 (平日午前9時～午後5時)

医師などにPCR検査が必要と判断された方

検査

我孫子市PCR検査センター

帰国者・接触者外来

PCR検査



我孫子市PCR検査センターを設置

我孫子医師会の協力の下、PCR検査センターが
設置されました。医師が必要と判断した場合のみ
検査が受けられます。なお、直接市民の方が予約
することはできないため、検査日や検査場所は非
公開となっています。

☎健康づくり支援課 ☎7185-1126

判定

かかりつけ医や保健所などから
検査を受けられた方に結果を報告

陽性の場合

治療



保健所の
指示に従い療養

特別定額給付金の申請は8月25日(火)まで

7月13日時点で申請書が未提出の方には、7月28日に再通知書を送付しました。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

市の特別定額給付金 給付状況：97.9%(人口割) ※7月30日振り込み分まで

特別定額給付金コールセンター (市) ☎7185-1763 (平日午前9時～午後5時)

(国) ☎0120-260020 (毎日午前9時～午後8時)

ひとり親世帯臨時特別給付金

対象 子育てへの負担増加や収入減少などの影響を受けたひとり親世帯

◎基本給付 5万円(一時金) ※第2子以降は3万円加算

申請方法 令和2年6月分の児童扶養手当の支給があった方は申請不要です。
手当を受給していないひとり親世帯(18歳以下のお子さんを扶養している
方)で給付を希望する方はお問い合わせください。

◎追加給付(要申込) 5万円(一時金)

※児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者(所得制限超過による全
部停止は除く)のうち、家計が急変し、収入が大きく減少した方のみ支給

申請方法 手当受給者には現況届の際にアンケートに回答いただき、対象と
なる方には申請書をお渡します。公的年金給付により児童扶養手当が全部
停止になっている方で、追加給付を希望する場合はお問い合わせください。

受付期間 児童扶養手当受給者…8月3日(月)～31日(月)、児童扶養手当受給者
以外の方…8月3日(月)～令和3年2月28日(日)(予定)

申 受付期間中に申請書(子ども支援課で配布)を郵送・持参。〒270-
1192市役所子ども支援課(住所省略可)

☎ 子ども支援課・内線850

市独自

申請は8月31日(月)(必着)まで
最大30万円 我孫子市事業継続支援金

売り上げが大きく減少しているものの、50%以上減少した月がないた
め、国や県の給付金を受けられない市内中小事業者が対象です。支援金
を受けるには条件があります。詳しくは市ホームページ(QRコード参照)を
ご覧ください。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは電話で請求してくだ
さい。※商工会の会員には商工会から申請書を郵送済みです。

交付額

①対象となる事業者に一律10万円

②市内に事業所を賃借している場合、10万円を加算

③市内に複数の事業所を賃借している場合、さらに10万円を加算

☎ 商業観光課 ☎7185-1734



市独自

我孫子市新生児臨時給付金

対象 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、我孫子市に出生
を事由に住民登録した新生児の父または母※我孫子市に居住する方に限る

支給額 新生児1人につき10万円

申請方法 7月20日以後に出生届を提出する方は出生届提出時に申請、7月
20日以前に出生届を提出した方には申請書を郵送したので期限内に申請してく
ださい。

※申請には振込口座の分かるもの(通帳やキャッシュカードのコピー)や本人
確認書類が必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

支給方法 申請者名義の口座に振り込み

☎ 子ども支援課・内線852

法人最大600万円、個人事業者最大300万円

家賃支援給付金

売上高が減少している中小企業などに対して、地代・家賃(賃料)の負担
を軽減するため給付金が支給されます。詳しくはホームページ(☎<https://yachin-shien.go.jp/>)をご覧ください。

申請期限 令和3年1月15日(金)まで

☎ 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 (毎日午前8時30分
～午後7時)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者
のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に支給され
ます。詳しくは厚生労働省ホームページ(☎<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)をご覧ください。

☎ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎
0120-221-276 (平日午前8時30分～午後8時、土・日曜日と祝日は午前
8時30分～午後5時15分)